

財務省告示第二百二十一号  
 個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令  
 第六十八号）第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る  
 個人向け国債を買入消却したので、その国債の名称等を別表  
 のとおり告示する。

平成二十年七月二十四日

財務大臣 額賀 福志郎

（別表）

合 計	国債の名称	記号	額面金額の 総額	買入価額の総額
	個人向け利付 国庫債券（変 動・十年）	第三回	七十三億四千 百三十三万円	七十二億七千八百 八十六万二千五百 六十八円
"	第五回	四百六十四億 三千七百十七 万円	四百六十億四千五 百八十九万二千九 百一円	
"	第七回	五百五十一億 六千七十五万 円	五百四十六億九千 六百八十五万四十 一元	
"	第九回	五百三十六億 五千七百四十 万円	五百三十二億三百 九十八万四千四百 二十三円	
"	第十一回	五百八十三億 九千五百八十 六万円	五百七十八億九千 八百九十四万二百 四十五円	
		二千二百九億 九千二百五十 一万円	二千百九十一億二 千四百五十三万百 七十八円	